仕様書

１　業務名称

大阪市東成区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託【長期継続】

２　目的

大阪市では、平成24年7月に策定した市政改革プランのもと、中間支援組織と連携しながら、多様な活動主体が参画して地域課題に取組む地域活動協議会の形成や財政的な支援を行なってきた結果、地域活動の活性化や自律的な地域運営の実現に向けた基盤づくりが進んでいる。

また、社会課題が複雑・多様化し、社会全体で対処すべき「公共」の分野が拡大している中、「新・市政改革プラン」の推進により、地域活動協議会による自律的な地域運営を更に促進するため、地域の実情に即したきめ細かな支援を行い、仕組みの定着を図ることで、より多くの住民参加による自律的な地域運営の実現に向けた取組みを進めてきた。

今後も、地域活動協議会が地域社会の将来像を共有しながら地域の多様な意見を的確に反映し、活動内容の透明性を確保しつつ自律的な地域運営を行っていくためには、それぞれの地域活動協議会の運営レベルや地域実情に応じた支援が必要となっており、中間支援組織が、民間従事者としての柔軟な立場やノウハウを活かし、地域の各種団体の人材確保や人材育成、また資金確保の支援、活動情報の幅広い発信をはじめ、連携・協働の橋渡しの役割を担うことで、地域活動協議会が自身の自律運営、大きな公共を担う活力ある地域づくりを実現することを本業務の目的とする。

３　発注者

大阪市東成区役所（以下、「区役所」という。）

４　業務内容（「　　」部分は特に重点とする内容）

（１）東成区まちづくりセンター（以下、「まちづくりセンター」という）の設置・運営

①まちづくりセンターの設置

まちづくりセンターを設置し、令和８年４月１日から「業務責任者兼アドバイザー」、「総括支援員兼相談員」及び「地域まちづくり支援員」を配置する。設置形態・設置場所・設置方法含めて提案事項とするが、下記の事項は必須対応とする。なお、東成区役所庁舎内のスペースは利用できないので注意すること。

・センター設置にかかる一切の経費も含めて委託上限金額内で提案すること。

・開所日は週５日とする。（開所時間は午前９時～午後５時30分まで。ただし、土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～１月３日）を除く。）※提案内容により開所日・時間を変更する場合がある。

・まちづくりセンターは東成区内に設置し、地域団体や区役所等からの相談等に対しては積極的に出向くようにすること。

②東成区まちづくりセンターにおける組織体制

受注者は、次のとおり、事務責任者及びまちづくりセンターにおける業務責任者兼アドバイ

ザー・総括支援員兼相談員及び地域まちづくり支援員をもって業務体制を組織する。

なお、受注者の企画提案において、業務体制を充実することは妨げない。また、受注者はその内容を本契約締結時に区役所に届け出なければならない。

ア　体制及び役割

（ア）事務責任者

事務を掌握し、かつ、業務全般を指揮・統括する者。なお、月１回以上、区役所に対し進捗状況の報告を含む打ち合わせを実施すること。

（イ）現場（まちづくりセンター）の体制

・業務責任者兼アドバイザー１名

まちづくりセンターに駐在し、業務を総合的に把握・調整を行い、総括支援員並びに地域まちづくり支援員等を統括し指揮監督する者。また、区役所や地域団体等の相談に応じるとともに、地域活動協議会の会計業務の相談に応じる会計アドバイザーを兼務する者。なお、週５日の勤務を基本とし、常に区役所と連絡のとれる体制を構築すること。

・総括支援員兼相談員１名

まちづくりセンターに駐在し、各種資料作成・整理等の事務及びアドバイザーの業務を補佐するとともに、地域まちづくり支援員の指導・監督及び連絡調整役として、まちづくりセンター主催の連携会議（月１回以上）を開催するほか、各地域間の情報共有及び連携を促進する者。また、各種地域団体やＮＰＯ、企業など市民活動に関する相談窓口業務に従事する者。なお、週５日の勤務を基本とすること。

・地域まちづくり支援員（※配置要件を満たす人数）

業務責任者の指揮監督に従い、地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援業務に従事する者。また、各地域活動協議会の自律状況に応じて、運営支援、資料作成支援、会計支援、広報支援、第一層支援、自主財源確保等に向けた支援を行うとともに、まちづくりセンター開催の連携会議（月１回以上）を通じて、常に地域団体等と連携連絡や他地域との情報共有を行い、まちづくりセンターと各地域との連絡調整役を担う者。

なお、令和８年度の地域まちづくり支援員の配置については、下表の２地域活動協議会においては、各地域が指定する場所において地域駐在型で勤務することとし、年度途中で増減のある場合は、区役所と都度協議のうえ配置すること。配置要件に記載のない９地域活動協議会については、まちづくりセンターから派遣型で勤務することとし、概ね３地域程度につき１名の地域まちづくり支援員を配置し、地域まちづくり支援員に期待される業務に支障をきたさない範囲で、複数地域の兼務を可とする。

・その他

地域まちづくり支援員の採用・配置に際して、やむを得ない事情で配置に空白が生じた場合、業務責任者兼アドバイザー及び総括支援員兼相談員が、地域まちづくり支援員の業務を補完することができるが、その場合は、業務責任者兼アドバイザーの本来業務に支障をきたすことのないよう予定勤務時間外の限定的な対応とし、積極的な採用・配置に努めること。

地域まちづくり支援員配置要件（記載のない地域活動協議会においては配置要件を設けていません）

地域活動協議会名	配置時間数※	配置場所
北中道地域活動協議会	34 時間／月	地域活動協議会の指定する場所
片江地域協議会	34 時間／月	地域活動協議会の指定する場所

※地域と調整のうえ原則34時間とするが、繁忙を考慮し、年408時間を超えない範囲で調整を可とする。

イ　服務規律等

（ア）受注者は、従事者に対し、業務を行うに適した服装及び名札を着用させ、業務の従事者であることを明確にするとともに、常に清潔を保たせなければならない。

（イ）受注者は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

（ウ）受注者は、本市の信用を失墜する行為をしてはならない。

（エ）受注者は、本件委託業務従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。また、研修終了後、速やかに「人権問題研修実施報告書」を区役所に提出すること。［平成18年（2006年）４月６日付け市民第19号「平成18年度本市並びに本市監理団体が恒常的に業務委託する業者について」に基づく。］

ウ　その他

（ア）受注者は、できるだけ多くの支援ができるよう、基本的業務内容を地域に提示すること。また必要に応じて区役所と連携をとりながら、まちづくりセンターを利用しやすくなるような取り組みに努めること。

（イ）受注者は、「地域まちづくり支援員」においては、ファシリテート及びコーディネートの手法、会議等運営の知識やノウハウを有している者を従事させること。

（ウ）受注者は、「地域まちづくり支援員」の採用及び配置に際しては、地域活動の担い手育成という側面も考慮し、地域事情に精通した者を積極的に採用するとともに、前者の採用につながらなかった地域についても、採用に向けて人材発掘に努めること。また、４「業務内容」（２）アの「まちづくり支援員配置要件」に基づき区役所と十分協議し、勤務予定表を提出するほか、「地域まちづくり支援員」が、期待される業務に力を発揮できるよう人材育成に努めること。

（エ）受注者は「総括支援員兼相談員」、及び「地域まちづくり支援員」に対し、必要な研修を行うとともに、研修計画について事前に提出するものとする。

（オ）受注者は、地域活動協議会への支援に際し、対面での支援のみならず、オンラインでの会議開催や、ＳＮＳを活用した非対面での支援が可能となる体制を構築し、積極的なＩＣＴ支援活用が進むように努めること。

（カ）受注者は、各種地域団体やＮＰＯ、企業など市民活動に関する相談窓口での支援に際し、職員の不在に限らず、メールやオンラインでの相談受付を行うなど、非対面での支援ができる体制を構築すること。

（２）地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援

地域活動協議会の自律的な地域運営に向け、積極的に校区等地域に出向き、以下の支援を行う。また、地域の実情に応じて、区役所職員と連携して支援を行うこと。

なお、自律運営にかかる支援については、「東成区の現状・課題等」（別紙１）、「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）」（別紙２）を参考とし、具体的な業務は、下記５「本業務における具体的な成果目標」を念頭に置いて行うものとする。

①企業、ＮＰＯ、学校など地縁型団体以外の団体との連携の支援

ア　地域活動協議会と企業、ＮＰＯ、学校など地縁型団体以外の団体をマッチングし、連携した具体的な取り組みを創出すること。（地域資源（人材・モノ等）の発掘、自主財源獲得へのつながり等に資するような形での連携を模索すること）

イ　団体が地域活動協議会の構成団体に加入する等、継続的な連携となる提案を行うこと。

②新たな地域活動の担い手の継続的な確保に向けた支援

ア　将来の担い手となる、学生世代（中学生を含む）をはじめとした幅広い世代を対象とした地域活動（ボランティア活動）への参画の仕組を構築し運用すること。

なお、仕組みの構築にあたっては、発注者と協議・調整の上、制度設計を行うこと。

（参考資料「【東成区100周年レガシー形成事業】地域活動の担い手の創出」参照）

イ　ボランティア募集などの情報発信や地域住民に対する働きかけ、外国人住民に対する働きかけなど、担い手の拡大に向けた継続的な広報活動の具体的な取り組みを創出すること。

ウ　地域活動協議会の認知度を高める自主的な取り組みへの仕掛けを行うこと。

③自主財源獲得の支援

ア　ＣＢ/ＳＢの実施や行政の委託事業の受託、民間助成金の獲得など、継続的な自主財源の確保に向けた具体的な取り組みを創出すること。

イ　自主財源の必要性について、地域活動協議会内で共有する機会を設けること。

④組織運営にかかる基本的事項の自律支援

ア　運営委員会、部会、実行委員会などの議決機関の適正運営及び透明性の確保について指導や助言を行うこと。

イ　役員など組織の中核を担う人材の発掘及びスキルアップに繋がる提案や助言を行うこと。

ウ　運営委員会の開催、事業変更、予算・決算時など、「運営マニュアル」及び「会計マニュアル」を必要に応じて作成し、マニュアルをもとにした支援を行うこと。またマニュアルについては、制度の改正はもとより、各地域活動協議会のニーズや意見を十分にくみ取り、わかりやすいものとなるよう都度見直しを行い、年度末までの改正内容について反映させること。

エ　地域活動協議会の予算・決算、出納等の会計事務にかかる指導及び助言を行うこと。また、地域活動協議会補助金申請システムの利用を促進するための取り組みを進めること。

（ア）会計担当者の役割や分担などを整理し、組織的に会計事務がスムーズに遂行できるよう支援すること。

（イ）組織内で会計スキルが蓄積され、担当者が交代した場合においても継承される仕組みの構築を支援すること。

（ウ）必要に応じ、外部資源を活用するなど会計担当者の負担軽減につながる提案を行うこと。

（エ）各地域活動協議会の会計事務の現状を分析し、随時、本市に報告するとともに、改善策を検討し支援に反映すること。

（オ）予算申請時や決算時等において、会計担当者あて説明会を実施すること。

オ　本市の制度改正等に伴う各地域活動協議会への対応について、区役所と十分連携の上で適切かつ主体的に進めること。また必要に応じて、各地域活動協議会の担当者あて説明会を実施すること。

（３）地域活動協議会の自律状況及び支援ニーズ等の把握と分析

①各地域活動協議会の自律状況の把握

「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）」（別紙２）の各項目について、各地域の取組状況を把握する。

②各地域活動協議会の支援ニーズの把握及び分析

各地域が区役所やまちづくりセンター等に求める支援について、ヒアリング等を通じてニーズを把握するとともに、取組状況や自律状況をもとに必要な支援について分析を行うこと。

また、ニーズや分析に基づき、今後必要な支援事項についての提案を含め、報告書を地域ごとに作成すること。なお、報告書の内容や報告時期は本市と協議すること。

（４）自治会・町会など（第一層）への支援

地域活動協議会の活性化に向けた支援を行ううえで、地域コミュニティの根幹である「顔の見えるつながりづくり」（すべての地域活動の継続・拡充のベースとなる環境づくり）に向け、自治会・町会単位といった身近な生活圏域（第一層）の活動の活性化に対するサポートを行う。また、本市や東成区の施策に沿って、まちづくりセンターに求められる役割や機能を区役所と十分協議の上で、各地域ニーズに合致した支援を行うこととする。

①　地域活動協議会が実施する自治会・町会への加入促進の取組みへの支援。（加入促進チラシの作成・印刷を含む）

②　地域活動協議会が自治会・町会と連携して実施する活動への支援。

③　その他、自治会・町会への加入促進及び自治会・町会の活動の活性化に資する支援。

（５）各種地域団体やＮＰＯ、企業など市民活動に関する相談窓口

「東成区まちづくりセンター」において、各種地域団体やＮＰＯ、企業などのテーマ型団体への相談窓口を設置すること。

①相談の受付

区内で市民活動を行っている、または行おうとしている個人、団体、企業・教育機関などの相談を受け付け、受注者が持つ専門的ノウハウを活用した対応を行うこと。また、必要に応じて「大阪市総合相談窓口」や「大阪市市民活動総合ポータルサイト」などの情報を提供すること。

②相談票の作成及び提出

相談１件ごとに「相談票」（別紙５）を作成したうえで、対応した経過がわかるよう、相談者ごとに相談票を保管すること。また、当月作成した相談票を取りまとめて翌月第１開庁日までに区役所に提出すること。

（６）その他

①地域活動協議会等に対する住民意識の調査（アンケートの実施）・分析

アンケート調査により、地域活動協議会等に対する住民意識を調査し、分析を行うこと。なお、アンケート内容や実施対象は本市と協議するとともに、本市が指定するアンケート項目を含めることとする。

②地域活動の情報発信

ホームページやＳＮＳ等の電子広報媒体を活用し、地域の活動やまちづくりセンターの活動を積極的に情報発信すること。地域活動協議会における情報発信についても積極的に支援するとともに、地域の実情に応じてまちづくりセンターとして積極的な情報発信を行いフォローすること。また、東成区ホームページや東成区広報紙「ひがしなりだより」等、区の広報媒体に掲載する記事、写真の提供について協力すること。

③業務計画書の作成

受注者は、業務の実施に先立ち、実施体制、業務実施工程等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を区役所と協議のうえ作成し、契約締結後14日以内に区役所に提出すること。

④報告書等の提出

ア　日常の報告

受注者は、「東成区まちづくりセンター開設報告書」（様式例：別紙３）を作成し、月次の実施報告書に添付資料として区役所に提出し、確認を受け、区役所が求めた場合は、実地等による検査に速やかに応じなければならない。

イ　月次の報告

受注者は、翌月５日までに、業務の実施状況を記載した実施報告書（月次）（様式例：別紙４）を作成し、区役所に提出し、確認を受け、区役所が求めた場合は、実地等による検査に速やかに応じなければならない。

ウ　事業報告

受注者は、業務の詳細な内容を明記した業務完了報告書類を令和10年５月31日までに作成し、区役所に提出すること。

エ　その他本市が必要とする書類を求めに応じて提出すること。

⑤区との意見交換会の参加

不定期で開催する区との意見交換会に参加し、事業報告や情報交換等を行うこと。

⑥連絡調整会議の参加

大阪市市民局が開催予定（年１回程度）の各区役所と各区役所の受注事業者が集まる連絡調整会議に参加し、情報交換等を行うこと。なお、区役所及び大阪市市民局から受注者に対し、地域活動協議会等に対する支援の状況を照会する場合があるが、これに協力すること。

５　本業務における具体的な成果目標

（１）「自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）」（別紙２）の指標

東成区内各地域活動協議会が、自律的に実施すべき基本的な事項をすべて達成

（２）地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援の指標等

（１）をもとに各地域活動協議会の現状や課題を分析の上で、下記指標について効果的な取り込みを行うこと。なお、下記指標については各年度終了時に見直しを行うこととする。

ア　地域活動協議会と企業、ＮＰＯ、学校など地縁型団体以外の団体をマッチングし、連携した具体的な取組み件数：11件以上／年

イ　ボランティア活動希望者が地域活動に参加した件数：11件以上／年
※ただし、令和８年７月から運用開始すること。

ウ　地域活動協議会が実施する自治会・町会への加入促進の取組みへの支援件数：11件以上／年
※これまでの好事例の拡充とともに新たな取組みの創出に努めること

６　事業評価等について

委託期間中の年２回（中間：10月頃、期末：２～３月頃、令和10年度のみ５月に１回）事業評価及び検証を実施する予定であるので、本市の求める資料を提出すること。また、これらの検証等内容は、区役所と受注者でその改善策等について協議のうえ、委託業務内容に反映し業務を遂行するものとする。なお、期末に実施する事業評価及び検証の結果については公表する。

７　委託期間

令和８年４月１日から令和10年５月31日まで

８　委託料の支払いについて

支払いは、事業完了後、本市の検査を受けてから経費額を確定した後に支払うこととする。

但し、部分払いを希望する場合は、業務の完了前に業務の出来高部分に相応する業務委託料相当額について請求することができる。

９ 再委託について

（１）業務委託契約書第 16 条第１項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

（２）受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

（３）受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する※。

（４）地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の３分の１以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

（５）受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第３項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第２項及び第 16 条の２第２項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

10　事務引継ぎについて

契約締結までの間に、現行の「大阪市東成区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託［契約期間：令和７年４月１日～令和８年３月31日］」の受注者からの事務引継ぎを受けること。

また令和10年６月以降に同事業を実施する場合には、令和10年６月以降の受注者に事務引継ぎを行うこと。なおいずれの引継ぎに際しても、適宜区役所が立ち会うものとする。

11　その他

（１）区の概要及び諸統計については、本市ＨＰ「東成区の概要」や「東成区の統計」を適宜参照すること。

（２）本業務委託については、地域実情に合わせ、区役所の指示に従い、連携や役割分担を図りながら実施すること。

（３）本業務委託については、地域における他の中間支援組織の取組と連携を図りながら実施すること。

（４）本業務委託の実施にあたり、各地域活動協議会がＳＤＧｓの推進につながる取組みができるよう積極的な支援を行うこと。

（５）受注者は、雇用等を行った労働者の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ責任をもって労務管理を行うこと。

（６）各事業の実施にあたっては、アンケートの実施などにより、事業効果の分析を行うこと。

（７）本市の求めに応じ、適宜、情報収集及び調査・分析を行い、フィードバックを行うこと。

（８）個人情報の保管については、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき、厳重に行うこと。

（９）受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

(10) この仕様書に定めのない事項については、その都度、区役所と受注者において適宜協議、調整を行い決定する。

(11) 契約締結までの間に、区役所及び受注者により、本業務委託実施にあたり、仕様書の内容確認及び事前の協議を行い、必要に応じ協定書等による合意を形成する。

(12) 支援にあたっては、本市事業を積極的に活用すること（経費は原則として本市負担）。

(13) 印刷物を作成する際は、環境への負荷ができる限り少ない再生紙製品を使用することとし、大阪市に納入する際は、大阪市グリーン調達方針で定める基準を満たすこと。

(14) 契約の締結は、令和８年度予算が発効したときとする。

特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　受注者および受注者の役職員は、本業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（東成区役所総務課）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（東成区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

（別紙1）

【参考】東成区の現状・課題等について

東成区の現状・課題等		
・東成区では平成25年3月までに11地域すべてで地域活動協議会が設立され、令和８年度で14年目を迎える。この間、地域活動協議会による地域特性に即した地域課題の解決に向けた取り組みが進められており、各地域の特色が出てきている。 ・各種団体、企業との連携や行政委託事業の受託等による自主財源の獲得などにより、自律的な地域運営に向けての機運は徐々に高まっている。 ・他方で、円滑な地域運営や積極的な活動の取り組みに対して、地域毎に温度差が出てきており、地域の実情に応じた支援が必要となっている。 ・また、地域運営において、担い手不足や活動の活性化、会計事務の負担軽減は各地域共通した課題であり、より一層専門的な支援が求められている。 ・東成区は、地域コミュニティの絆の深さや、ものづくりのまち、伝統文化といった多様な社会資源がある。地域活動協議会がそれらの資源を生かし、事業の透明性を確保しながら持続的な自立運営が行えるよう、積極的な支援が必要である。		
校区名	地活協名	地活協設立
東小橋	東小橋地域活動協議会	平成25年3月26日
大成	大成地域福祉連絡協議会	平成25年3月25日
今里	今里まちづくり活動協議会	平成24年3月13日
中道	中道地域活動協議会	平成25年3月22日
北中道	北中道地域活動協議会	平成25年3月23日
中本	中本地域活動協議会	平成25年3月8日
東中本	東中本まちづくり活動協議会	平成25年3月16日
神路	神路地域活動協議会	平成25年2月23日
深江	深江まちづくり活動協議会	平成24年4月13日
片江	片江地域協議会	平成25年3月2日
宝栄	宝栄地域活動協議会	平成24年12月18日

自律的運営に向けた地域活動協議会の取組（イメージ）

めざす状態		めざす状態に向けた課題・取組	自律的に実施すべき基本的な事項	自律的な実施をめざす発展的な事項
Ⅰ 地域課題への取組	地域課題やニーズを把握し、これに対応するために安定継続的に活動が行われている	地域課題やニーズに対応した活動の実施	①地域課題やニーズの把握ができている。 ②地域の将来像の共有ができている。 ③活動区域の全住民を対象に、地域課題やニーズに対応するための活動を実施できている。 ④話し合いにより補助金が適切に活用されている。 ⑤地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、地域課題の解決が図られている。	⑥地域資源（ヒト、モノ、カネ、情報）が有効に活用され、継続安定的に地域課題の解決が図られている。
		法人格の取得	※	
Ⅱ つながりの拡充	イベント等の取組に、これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加が促進され、地域住民同士のつながりが拡大している	これまで地域活動に関わりの薄かった住民の参加の促進	①地域活動に関わりの薄かった住民が参加し、つながりを実感してもらえるよう工夫した取組を実施している。	②イベント等への参加者に対して、地域活動への参画につなげる取組を行っている。
	地域活動協議会を構成する活動主体同士や、地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働が促進されている	地域活動協議会を構成する活動主体同士の連携・協働（担い手の拡大含む） 【地域活動協議会内部】	①さまざまな活動主体が地域活動協議会に参画する機会が保障されている。 ②さまざまな活動主体が幅広く参画し、地域活動協議会内部で連携・協働が行われている。 ③新たな活動主体（担い手）の参画に向け、意見交換や話し合いなどの交流をする場を設けるなどの取組を行っている。	④地域活動協議会を構成する活動主体内や活動主体間で、取組実施や連携・協働の技術・手法（ノウハウ）が継承され、地域活動協議会内に蓄積されている。（世代間継承等）
		地域活動協議会と他の活動主体との連携・協働 【外部との連携・協働】	①地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との交流の場（意見交換や話し合いなど）に参加し、情報共有している。 ②地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体との間で、連携・協働して取組を行うことができている。	③地域活動協議会の構成団体以外の、さまざまな活動主体とのネットワークにより、連携・協働して取組を継続的に行うことができている。
		地域公共人材の活用	※	
Ⅲ 組織運営	民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が確保されている	議決機関（総会・運営委員会等）の適正な運営	①議決機関（総会・運営委員会等）における選任・決定等が適正に行われ、組織や事業の運営が民主的に行われている。 ②議決機関の議事録が作成され、活動拠点において閲覧できるようになっている。 ③監事による監査が実施されている。	④議決機関の議事録を、地域の広報紙、掲示板などに掲載し、周知している。 ⑤議決機関の構成員の交替等により、地域活動協議会内で運営の方法等が継承され、蓄積されている。（世代間継承等） ⑥議決機関の議事録を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。
		会計事務の適正な執行	①会計ルール等が作成、共有されている。（会計担当者を置く、支出手続を定める、等） ②会計に関する帳簿類（帳簿、財産台帳等）が作成され、整備されている。 ③事業計画書及び事業報告書、会計に関する帳簿類を、活動拠点において閲覧できるようになっている。	④事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。 ⑤事業計画書及び収支決算書に関する情報を、地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して閲覧できるようになっている。
		多様な媒体による広報活動	①著作権や個人情報の保護、管理等について理解している広報担当者を置いている。 ②活動内容（案内や実施報告等）を地域の広報紙や掲示板などに掲載し、周知している。	③地域活動協議会が運営する電子広報媒体を活用して、活動内容（案内や実施報告等）の情報発信を行っている。 ④さまざまな活動主体と連携・協働した広報活動ができている（広報経路（ルート）が広がっている）。

※「法人格の取得」及び「地域公共人材の活用」については、取組（イメージ）から除外するが、地域の状況やニースに応じて取り組む事項として、今後も実施していく。

別紙3

東成区まちづくりセンター開設報告書（令和〇年〇月分）

業務責任者　〇〇　〇〇

次のとおり、東成区まちづくりセンターを開設しましたので報告します。

日付	センター開設時間	勤務者	駐在場所	勤務時間	主な実施業務
○日（○）	午前○時○分～ 午後○時○分	○○	－	午前○時～午後○時	
		○○	－	午前○時～午後○時	
		○○	○○	午前○時～午後○時	
		○○	○○	午前○時～午後○時	
		○○	○○	午前○時～午後○時	

別紙４

東成区まちづくりセンター
業務実施報告書（月次）
（令和〇年〇月）

令和〇年〇月〇日
東成区まちづくりセンター

業務責任者

１　業務概要（事業計画に基づく内容）

項目	実施内容

【当月の実施内容に対する課題】
・

【課題に対する次月以降の取組】
・

２　地域活動協議会への運営支援の状況

地域活動協議会名	今月の主な運営支援及び地域の状況
東小橋	
大成	
今里	
中道	
北中道	
中本	
東中本	
神路	
深江	
片江	
宝栄	

３　業務体制（令和〇〇年〇月〇日現在）

（１）業務体制

業務責任者兼アドバイザー　　〇〇　〇〇
総括支援員兼相談員　　〇〇　〇〇
地域まちづくり支援員（派遣型）　〇〇　〇〇
地域まちづくり支援員（駐在型）　〇〇　〇〇、〇〇　〇〇、〇〇　〇〇…

（２）その他

４　東成区まちづくりセンターの活動状況

（１）区民からの相談状況

➢　地域活動協議会の自律運営にかかる積極的な支援

・相談の形態

	窓口において面談	電話	メール	オンライン	計
件数					

・相談内容

内容	件数
① 地域課題への取組	
② 自主財源獲得等の確保	
③ 法人格の取得支援	
④ 第一層支援（町会等との連携支援）	
⑤ 参加しやすい取組（新たな担い手の発掘、人材育成など）	
⑥ 各地域活動協会活動内の連携支援	
⑦ 他者との連携支援 （他地域活動協議会、地域活動協議会構成団体以外）	
⑧ 会議等運営支援（議決機関の適正運営及び透明性の確保）	
⑨ 会計業務への支援	
⑩ 広報業務への支援 （地活の活動内容の情報発信支援ほか）	
⑪ ICT 活用支援	

➢ 各種地域団体や NPO、企業など市民活動に関する相談窓口

・相談の形態

	電話	ＨＰお問い合わせ	窓口	メール・オンライン等	計
件数					

・相談内容

内容	件数
ボランティア	
組織運営（人材）	
組織運営（その他）	
他団体との連携	
資源提供・希望	
CB／SB	
資金獲得	
広報・団体登録	
社会貢献・CSR／CSV	
講師・講演	
社会教育・V 学習・実習	
災害・防災	
機材・会議スペース貸し出し	
取材	
保険	
寄付・寄贈	
その他	

（２）会議、研修会などの実施・参加状況

会議・研修会	実施日
区への進捗状況報告会	
定例会議	
地域支援員連携会議　など	

〇年〇月分

番号

受付相談簿No.

相談票

受付日時	月　　日　　：　　～　　：			受付方法		電話 ・ HPお問い合わせ ・ 窓口	
1	団体／個人基礎情報						
所属区分		地域活動協議会		任意団体		NPO法人		認定NPO法人
		社会福祉法人		一般社団法人		公益社団法人		一般財団法人
		公益財団法人		学校法人		地域団体		医療法人
		市民活動を応援する企業等		行政機関・まちづくりセンター		その他		
団体名								
相談者名		男・女			代表者名			
所在地		大阪市　　（　　区）			大阪府内 ・ 府外 ・ 不明			
Tel					Fax			
E-mail					URL			
活動分野		福祉		教育		環境		まちづくり
		人材育成・就労支援		商品開発		交流		レクリエーション
		危機管理		ネットワーク		その他		
2	相談内容							
相談内容		ボランティア		組織運営（人材）		組織運営（その他）		他団体との連携
		資源提供・希望		CB／SB		資金獲得		広報・団体登録
		社会貢献・CSR/CSV		講師・講演		福祉教育・V学習・実習		災害・防災
		機材・会議ｽﾍﾟｰｽ貸出		取材		保険		寄附・寄贈
		その他						
相談詳細								
3	対応							
対応		ポータルサイトを活用						
		ボランティアコーディネート		市民活動団体を紹介		情報提供		資源マッチング
		他事業を紹介		助言等		取材・リサーチ		講師調整
		傾聴		その他				
		総合相談窓口を紹介						
対応内容								
4	その他特記事項							
受付者								

【東成区100周年レガシー形成事業】地域活動の担い手の創出

背景・目的

- **東成区の100周年**において、今年度区内の企業・各種団体・区民などが連携・協働し、様々な取組みを実施してきた経過を踏まえ、改めて東成区における地域の強い**“つながり”**が確認できた。

- 一方で、少子高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化などが課題となる中、地域の持続的な発展に向けては、地域住民の強い**“つながり”の継続**が必要である。

- ついては、東成区100周年の**レガシー**として、次の100年に向けた地域の**“つながり”（＝担い手の創出）**の土台づくりとなる取組みをはじめる。

取組概要

取組内容：
将来の担い手となる、学生世代（中学生を含む）をはじめとする幅広い世代を対象とした継続的な地域活動（ボランティア活動）のしくみの構築

イメージ：
・活動地域は、居住地域に限定せず区内全域を対象とする。
・地域活動をテーマにした講習会や交流会等を適宜実施。

実施イメージ

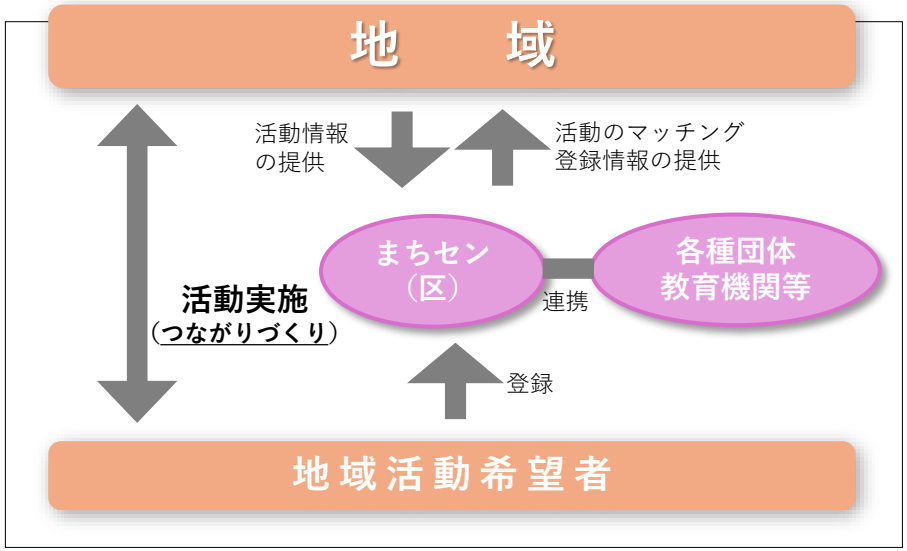

東成区
町会加入促進アクションプラン
（R6～R8）

令和6年11月

大阪市東成区役所

第１　アクションプランの目的と背景

１　アクションプラン策定の背景

・大阪市では、もっとも身近な地域コミュニティである町会への加入世帯数は減少し続け、加入率の低下に歯止めがかかっているとは言い難い状況が続いており、地域コミュニティの維持・活性化を目的として、令和６年３月に「大阪市町会加入促進戦略」（以下「戦略」という。）を策定しました。

・一方で、区や地域ごとにその特性が異なることから、それぞれに効果的な加入促進策については、地域特性に沿った手法が求められます。

・東成区では、区や地域の現状を把握したうえで、優先順位を決めて効果的な施策に取り組むため、「東成区　町会加入促進アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定し、町会等の取組支援を行い、町会等と協働で加入率向上に取り組んでまいります。

・ただし、戦略に改訂があった場合や本市及び当区の地域コミュニティを取り巻く状況の著しい変化が生じた場合は、必要に応じて、適宜見直しを行うこととします。

２　アクションプラン期間と目標

（１）期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

（２）目標

令和8年度末に町会加入率（※）を令和5年度より向上することを目標とします。
また、人口動態や町会加入者数を加味した総合判断も参考指標として評価を行います。

※町会加入率：大阪市地域振興会を通じた組織現況調査による加入世帯数（区で把握した地域振興会以外の町会の加入世帯数も加算）を、国勢調査の世帯数で除して算出（事業所の加入数は除外）

第2　東成区の町会加入率の状況

1　区の状況

・令和5年調査において、町会加入世帯数は26,035世帯、町会加入率は57.2%となっています。
・平成31年調査から令和5年調査では、町会世帯数・町会加入率は低下傾向が続いており、平成31年と令和5年を比較して、町会加入世帯数は3,270世帯、町会加入率は16.6%減少しています。

【直近状況】

- 推計人口は、令和6年10月1日現在で、49,649世帯87,220人と増加傾向となっています。
- 外国人住民の国籍別人口は令和4年12月現在で7,413人で、韓国・朝鮮国籍の割合が59.6%で生野区に次いで高い割合となっています。以下、中国、ベトナム、ネパール、インドネシア、フィリピンの順となっています。
- 令和6年10月1日現在の高齢化率は24.3%であり、市内第16位となっています。（大阪市平均24.9%）

	加入世帯数	世帯数 （国勢調査年）	町会加入率	（参考）市平均 町会加入率
平成31年調査	29,305	39,683 （平成27年）	73.8%	55.1%
令和2年調査	29,305	39,683 （平成27年）	73.8%	54.3%
令和3年調査	26,504	45,487 （令和2年）	58.2%	48.5%
令和5年調査	26,035	45,487 （令和2年）	57.2%	46.4%

第2 東成区の町会加入率の状況

3 東成区の町会加入における課題

○ 区内の全世帯の64.1%は共同住宅（集合住宅）に居住している。人口が増加傾向にある中、今後も共同住宅（集合住宅）の増加も見込まれる。特に、大阪公立大学森ノ宮キャンパスの2025年秋の開設に合わせて、区北西部にはワンルームマンション等が増加しているほか、交通環境に恵まれている駅周辺は、賃貸住宅が多く、短期間で転出入が繰り返されるため、町会加入に結びついていかない。集合住宅住民のコミュニティの形成は、地域の防災・防犯や地域福祉等において重要なものとなっており、集合住宅の住民が地域コミュニティに関わるきっかけとして、町会加入促進を図る必要があります。

【参考】令和2年度国勢調査：住宅の建て方別一般世帯（45,152世帯）うち共同住宅世帯（28,946世帯）

○ 町会役員の高齢化や新たな担い手が不足していることにより、一部役員に負担が集中しており町会活動の維持が困難となっている状況となっています。

○ 一部の地域において、町会単位で町会を脱退するという事例も出てきています。「町会に加入しているメリット」の情報発信など「町会プロモーション」の徹底が重要となっています。

○ 外国人住民が増加しており、地域住民の一人として町会加入を促進するためにも「新しい町会の在り方」が求められています。多文化共生の観点から、だれでも参加しやすい事業の展開やチラシ・ポスター作製においても、多言語化しておく必要があります。

○ 町会運営における負担の軽減を図るため、より一層のICTの活用が必要となっています。

第3　東成区における基本的な方針と具体的な取組

1　基本的な考え方

・戦略における3つの柱に基づく具体的取組のうち、全区で共通の取組を徹底することに加え、区・地域の特性に応じて重点的に取り組む内容を定め、町会と対話しながら、協働で加入促進に取り組みます。

戦略の3つの柱

- **戦略①　集合住宅への働きかけの徹底**
- **戦略②　「町会プロモーション」の徹底**
- **戦略③　「次世代型の町会」のモデル導入と展開の支援**

第3　東成区における基本的な方針と具体的な取組

2（1）　共通取組の徹底

・全区において、局等と連携し、共通して以下の取組を徹底します。

戦略① 集合住宅への働きかけの徹底	建設段階からの働きかけ	・新たに建築される集合住宅等情報を活用した建築事業者への強力な働きかけ （大規模建築物事前協議制度や建築物事前公開制度情報の活用）
	既存集合住宅への働きかけ	・集合住宅向け町会加入促進パンフレット等、広報物の配布・提供
		・宅建協会や地元不動産業者との連携
		・区内唯一の市営住宅（西今里住宅）は加入済
戦略② 「町会プロモーション」の徹底	「オール大阪」で取り組む広報	・区の広報紙を使った情報発信
		・ICTを活用した情報配信
		・大阪市地域振興会のホームページ等との連携
		・町会加入促進チラシ・ポスターの充実
		・イベント等での啓発グッズの配布や呼びかけ
		・「転入者パック」への町会加入案内の封入（「町会・自治会の加入は災害時の備えです。」）
		・児童向け啓発冊子の活用（町会ってなあに？」）
		・加入促進推奨事例の収集・共有
	関係機関・企業との連携	・区社会福祉協議会との連携
		・民間企業等との連携
戦略③ 「次世代型の町会」のモデル導入と展開の支援	現在の町会の課題解決	・行政からの依頼事項の総点検
		・効率的な町会運営事例の収集・共有

第3　東成区における基本的な方針と具体的な取組

2（2）　東成区において、共通取組のうち特に優先的に取り組む内容

取組1

戦略①　集合住宅への働きかけの徹底

新たに建築される集合住宅等情報を活用した建築事業者への強力な働きかけ

【令和8年度末実績】
・
・
・

内容	町会の意向を確認のうえ、建築物事前公開制度の情報を活用し、建築事業者に対して町会の意義や活動の説明を行い、町会加入に向けた働きかけを行います。

工程	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	随時、町会の意向を確認し、新たに建築される集合住宅情報を活用し、建築事業者へ働きかけを行います。		

取組2

戦略②　「町会プロモーション」の徹底

ICTを活用した情報発信及び及び町会加入促進チラシ・ポスターの充実

【令和8年度末実績】
・
・
・

内容	・区広報紙・区ホームページに町会加入のメリットや加入方法等を周知します。 ・まちづくりセンターを通じて、各町会のニーズにあった町会加入促進チラシ・ポスター等の情報発信を支援します。

工程	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	町会加入のためのGoogleフォームのQRコードを区役所のホームページやポスター、チラシに掲載します。		

第３　東成区における基本的な方針と具体的な取組

２（２）　東成区において、共通取組のうち特に優先的に取り組む内容

取組３	戦略③　「次世代型の町会」のモデル導入と展開の支援			
	効率的な町会運営事例の収集・共有			【令和８年度末実績】 ・ ・ ・
	内容	まちづくりセンター（中間支援組織）を活用しながら、「大阪市市民活動総合ポータルサイト」内で紹介されている町会等が行う効率的な運営事例を積極的に情報収集し、町会等に対して情報提供を行います。		
	工程	令和６年度	令和７年度	令和８年度
		随時、事例収集を行い、積極的に町会等に情報提供を行っていきます。		

第3　東成区における基本的な方針と具体的な取組

3　区の特性に応じた重点的な取組

取組Ⅰ

戦略①　集合住宅への働きかけの徹底

集合住宅向け町会加入促進パンフレット等、広報物の配布・提供

内容	マンションにおいて地域コミュニティの必要性のわかるパンフレットやチラシ等を、まちづくりセンター（中間支援組織）を活用して作成し配布します。	【令和8年度末実績】 ・ ・ ・
区の特性・取組理由	• 東成区は、全世帯の約6割が共同住宅となっています。（令和2年度国勢調査調査結果より） • 地域における各種イベント情報の紹介により参加を促し、地域居住者間の交流深め、地域コミュニティの必要性から町会加入を呼びかけます。	

工程	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	各町会と協働してマンション管理組合や管理会社との調整・連携しながらマンション入居者に対してパンフレットやチラシを配布し、地域コミュニティの必要性から町会加入を呼びかけます。		

第3　東成区における基本的な方針と具体的な取組

3　区の特性に応じた重点的な取組

取組2

戦略②　「町会プロモーション」の徹底

ICTを活用した情報発信及び町会加入促進チラシ・ポスターの充実

内容	・区ホームページや区広報紙等を活用し、町会に入るメリットや加入方法の周知を図る。 ・まちづくりセンター（中間支援組織）を活用し、地域イベントの事前告知や開催状況及び地域活動を紹介し、町会加入への広報啓発に取り組みます。	**【令和8年度末実績】** ・ ・ ・
区の特性・取組理由	・SNS等の広報媒体を充実させ、町会が実施する町会加入への取組に活用してもらうことで、未加入者や管理組合等が町会に関する情報を入手しやすい環境づくりを行います。 ・暮らしに役立つ情報として、「転入者パック」に町会加入案内チラシを封入し配布することにより、転入者への加入促進を実施します。 ・大阪市東成区における「新たな地域コミュニティ支援事業の業務委託」により、専門的なノウハウを有するまちづくりセンター（中間支援組織）を運営し、重点的に取組むべき業務内容として町会加入促進への支援を入れることで、効率的で有効な取組を行います。	

工程	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	各町会と協働して未加入居者に対してパンフレットやチラシを配布、SNS等の広報媒体も活用しながら、地域コミュニティの必要性から町会加入を呼びかけます。		

第3　東成区における基本的な方針と具体的な取組

3　区の特性に応じた重点的な取組

取組3

戦略②　「町会プロモーション」の徹底

各連合における誰もが参加しやすい地域住民を対象としたイベント等の情報共有

内容	・各連合が実施している加入促進推奨事例を積極的に情報収集し、区内で共有することで新たな繋がりを獲得します。 ・駄菓子屋やハロウィンなどの運営のノウハウを情報共有することで、新規事業の立ち上げを支援します。	【令和8年度末実績】 ・ ・ ・
区の特性・取組理由	• 各連合において地域住民向けの様々なイベントが実施されていますが、区全体として情報共有する機会が少ない。 • 地域住民が参加しやすい、参加したくなるような楽しい事業を企画・展開することで、いままで地域行事に参加したことがない方の掘り起こしを図ります。 • 町会加入・未加入者を問わず各種イベントを開催することにより、結果として町会加入に結びついた事例を共有します。 • まちづくりセンター（中間支援事業者）が随時実施している全地域を対象とした担当者交流会や研修会等を通じて情報の共有化を図ります。	

工程	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	毎月開催される連合町会長・地域活動協議会会長会において、町会加入促進にかかる取り組みの好事例を情報共有し、新規事業の立ち上げ等を支援します。		

第3　東成区における基本的な方針と具体的な取組

3　区の特性に応じた重点的な取組

取組4

戦略③　「次世代型の町会」のモデル導入と展開の支援

町会活動まるごとデジタル化支援

内容	回覧板や災害時の情報共有等のデジタル化や災害時の安否確認等のコミュニケーション方法の充実につながる取組を通じて、効果や課題を明確化し、町会活動のデジタル化を支援します。	【令和8年度末実績】 ・ ・ ・
区の特性・取組理由	• 区内には、町会運営の支援するアプリの導入に関心のある町会もあります。 • アプリの導入といった町会活動のデジタル化は、町会運営の効率化や迅速化だけでなく、現役世代や若者など多様な世代とのコミュニケーション方法の充実や、積極的な参加を促すことが期待できます。 • デジタル化に意欲がある町会をモデルに、デジタル化のきっかけとなるよう実証的にアプリ導入支援を行います。 • また、アプリの導入を通じて、効果や課題を明確化し共有することで、区内における自主的な町会活動のデジタル化を支援します。	

工程	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	デジタル化に意欲がある町会をモデルに、デジタル化のきっかけとなるよう実証的にアプリ導入支援 （市民局事業への参加支援）		アプリの実証的な導入を通じて効果や課題を明確化し共有することで、区内における自主的な町会活動のデジタル化の支援